

2022年2月24日

岡 山 市 長 大 森 雅 夫 殿
岡山県公安委員会委員長 服 部 恭一郎 殿
厚生労働大臣 後 藤 茂 之 殿
(参考送付先)

岡 山 県 知 事 伊原木 隆 太 殿
内閣府子ども政策担当大臣 野 田 聖 子 殿
国家公安委員会委員長 二之湯 智 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤 啓二(弁護士・野田市児童虐待事件再発防止合同委
員会委員・元警察庁企画官、大阪府警察本部生活安全部長)

児童相談所と市町村、警察等との全件共有と連携しての活動を求める要望書

1 岡山市北区で、2021年の9月に西田真愛ちゃんが(当時5歳)、母親と内縁の夫から暴行され、裸にされ、椅子の上に置かれた鍋の上に3~6時間立たされ続け、鼻や口に手指を突っ込まれ、裸で扇風機の風を当て続けられるなどの凄惨な虐待を受け、脳死状態になり、本年1月に死亡した事件で、本年2月9日、母親と内縁の夫が強要罪で逮捕されました。2020年9月、夜間、墓地に連れ出し裸にした真愛ちゃんを叱っているとして110番を受けた警察から通告を受け、児童相談所は一時保護しましたが、母親と内縁の夫が「もうしない」と言ったため、わずか2週間で一時保護を解除し、自宅に戻してしまいました。その後、児童相談所は、内縁の夫とは一度も面談しないまま、2021年1月に電話で1回話しただけ、事件の1月前には母親から「親戚の家に行っている」と言われ、真愛ちゃんの安否確認をしないままだったとされています。

2 (1)そもそも一時保護が解除され、自宅に戻された子どもは虐待の継続が懸念される状況にあるわけですし、本件では、夜間目隠しをして裸で墓地に連れ出し叱責するとい

う異常な虐待をしており、虐待の継続が強く懸念される家庭でありながら、児童相談所は虐待レベルを「軽度」と判断するなど虐待リスクの判断が甘すぎ、必要な対応を怠ったことが最大の誤りです。本件における児童相談所の対応として、

- ① 2019年4月、内縁の夫の暴力を疑う通報が寄せられ、児童相談所は真愛ちゃんの額にあざがあることを確認しながら、母親から「どこかにぶつけた」「そんな人はいない」と言われ、児童相談所は母親のネグレクトと判断し、内縁の夫の確認をせず、身体的虐待とも認定せず、虐待リスクを「軽度」と判断した。
- ② 同年6月には真愛ちゃんが迷子として警察に保護され、児童相談所に通告されたが、児童相談所は「軽度」の判断を変えなかった
- ③ 2020年9月には真愛ちゃんを夜間に墓地に全裸で連れ出し叱責するという異常な言動につき、警察から通告を受け、一時保護しながら、「もうしない」と言われたため、14日で家庭に戻し、「軽度」の判断を変えなかった
- ④ 2021年8月、事件の1月前には母親から「親戚の家に行っている」と言われ真愛ちゃんの安否確認をしないまま、ほったらかしにした

など多くの不適切な対応が挙げられます。一貫して見受けられるのは、ひたすら保護者の言い分を真に受け、必要な調査しないまま、警察と連携もしないまま、真愛ちゃんの安否を確認しないまま、虐待リスクを甘く判断し続けていることです。こんな対応では、子どもの命を守ることはできません。

(2)まず、①の時点で、警察に連絡し、警察に内縁の夫について調査を依頼していれば、警察によりその存在が把握でき、より危険な状況にあるとリスク判断できました。また、母親の説明を真に受け、あざを身体的虐待と捉えなかったことも大きな問題です。警察に調査を依頼し、仮に、警察により内縁の夫による暴力と判明した場合には、虐待リスクをより危険なものと判断できたほか、警察が内縁の夫を警告・逮捕等することにより虐待の抑止を図ることができました。内縁の夫とは、児童相談所は電話で1回話しただけで会えなかったとされていますが、このような同居していない男の所在調査や面会については、調査能力のある警察でないと困難ですし、このような暴力的な男に対しては児童相談所よりも警察からの指導・警告の方がより効果があることから、児童相談所は警察に協力を求め、協力して対応するべきでした。

次に、③の時点で、極めて異常な、暴力的な行動を行う家庭であると認識し、虐待リ

スクをより重要度の高いものとして対応すべきでした。一時保護を解除するのであれば、内縁の夫らによる虐待の継続が強く懸念されるのですから、「もうしない」という言い分を真に受けるのではなく、警察と協力してより頻繁に家庭訪問し、真愛ちゃんの安全を確認すべきでした。警察と協力すればより多くの回数家庭訪問できますし、児童相談所の指導には従わない保護者にも警察が家庭訪問、指導・警告することで、虐待の抑止が期待できました。

さらに、④の時点では、母親が真愛ちゃんを会わせようとしなない疑いがあるのですから、母親の説明を真に受けるのではなく、それを危険な兆候として捉え、警察に連絡し、真愛ちゃんを確認するよう依頼すべきでした。警察の訪問に対しては母親も追い返すことはしませんから、親戚の家に行っているというのが虚偽であり、真愛ちゃんがけがを負わされ、あるいは衰弱していれば、その時点で警察により緊急に保護することができました(なお、本件で実際にどうだったかは現時点で報道されておらず不明ですので、この箇所についてはこのようなケースでの一般的な記述となっています)。高知県等では面会拒否等により子どもの安否確認ができない場合には、児童相談所は警察に連絡し、一緒に家庭訪問し、子どもの安否確認をするなどの密接な連携態勢がとられています。

(3)本件で、児童相談所は上記のような多くの時点で警察への通報をせず、警察と協力して真愛ちゃんを守るという活動を行っていませんでした。上記のいずれかで、警察と連携していれば、真愛ちゃんを救うことができました。真愛ちゃん救うことができなかったのは、児童相談所の人員不足が原因ではありません。今の人員でも上記のように警察と連携していれば真愛ちゃんを救うことができたのです。真愛ちゃんを救うことができなかったのは、児童相談所の縦割りで、警察と情報共有も連携もしないという他機関を排除する排他的体質が最大の原因です。

(4)岡山市では、2011年に児童相談所が関与しながら、母親が自宅アパートで当時16歳の麗さんを裸にしてビニールひもで手や足を縛った上、約5時間にわたって浴室に立たせて監禁し、死亡させた虐待死事件が起こっていますが、岡山市の児童相談所は、この折も母親から断られ、自宅訪問をしないまま虐待死に至らしめています。それまで何年にもわたり、極めて多くの回数けがやあざをあると学校から通報され、本人も母親に叩かれた、母親から腹を殴られ痛い、家から出たい、逃げたいと訴えていたにもかかわらず

ならず、「緊急性は低い」と判断し、警察に連絡もせず、一時保護もしませんでした。やはり、本件同様、保護者の言い分を真に受けて、甘いリスク判断を行い、何度もけがをさせられるなど明らかな犯罪に遭い、助けを求めているにもかかわらず警察に連絡もせず、危険な家庭に置かれている子どもを放置するという、本件と同様の対応をしています。この10年、児童相談所の職員の増員はなされた一方、甘いリスク判断と警察と連携しないという排他的体質の改善は見られません。

3 (1) 虐待から子どもを守るためには、児童相談所という一つの機関だけで子どもを見守るよりも、多くの機関の多くの目で見守ったほうが、子どもを守ることができることは自明です。多くの機関で対応すれば、多く虐待の兆候を見つけることができ、多く家庭訪問することができ、より一層子どもの安全を確保できます(なお、このことはいじめ対策についても同様です。被害児童から訴えを受けた教師が一人で抱え込むよりも、学校の全教職員と案件を共有し、いじめの兆候が見られないか多くの目で確認することがより適切であることは論を待ちません)。

それにもかかわらず、これまで全国の児童相談所では、警察には虐待案件の一部しか知らせず、連携した活動もしないところが少なくありませんでした。そのため、岡山市はじめ多くの児童相談所では、親が虐待を否定した、あるいは「もうしない」と発言したことなどをもって、「これは虐待でない、緊急性が低い」などと甘いリスク判断をし、警察に連絡せず、あるいは連携した活動をしないうまま虐待死に至らしめている事件が続発しています。

そもそも、神ならぬ人間の身で、親は虐待を否定することが通例で、子どもが被害を訴えることができないのですから、児童相談所が1回や2回家庭訪問しただけで、虐待リスクの正確な判断などできるわけがありません。それにもかかわらず、岡山市、岡山県をはじめ多くの児童相談所ではそれができるとして、児童相談所が「これは虐待でない、あるいは緊急性が低いから警察と連携する必要はない」と轻信し、警察には一部しか情報提供をせず、連携しての活動もしようとしません。そして、そのような案件で虐待死が多発しています。

(2)子どもは、このような役所の縦割り、児童相談所が警察とも連携せず甘いリスク判断を行い、児童相談所が関与しながらみすみす虐待死させてしまうという事件は最低限

なくさなければならぬと考へ、2014年から、全国の多くの自治体を訪問し、縦割りを解消し、児童相談所と市町村、警察とが虐待案件をすべて共有し、連携しての活動を行う態勢の整備を求める活動を行っております。幸いなことに、多くの自治体のご理解を得て、現時点では、大阪府・大阪市・堺市、神戸市、愛知県・名古屋市、岐阜県、静岡県、埼玉県、神奈川県、茨城県、北海道、沖縄県等全国の半数近くの自治体で、児童相談所と警察の全件共有と連携しての活動が実現しております。

(3)私どもは、2018年12月岡山市を訪れ、担当課長ほか児童相談所幹部に面談し、児童相談所が案件を抱え込むことなく児童相談所と市虐待担当部局、警察とで案件をすべて共有し、連携して子どもを守る活動を行っていただきたい旨要望いたしました。麗さん虐待死事件は、児童相談所が警察に連絡せず、自らの情報だけで「緊急はない」と甘いリスク判断の末に、みすみす虐待死に至らした事件であり、関係機関との連携態勢を構築しないままでは、岡山市で再び同様の事件が起こるのではないかと危惧し、その後も後電話、メール等で児童相談所所長に要望し続け、市長あてにも要望書を発出しお願いしてまいりました。

しかしながら、私どもの要望活動にもかかわらず、残念ながら、いまだ岡山市は児童相談所から警察への虐待案件の提供は一部にとどまり、要対協実務者会議への参加も限定的で、全国的にみても警察との連携に消極的です。

4 子どもを虐待から守るためには、虐待リスクを正確に判断し、リスクに応じて適切な頻度で家庭訪問し、子どもが虐待を受け危険な状況にいないか確認し、それが確認できれば直ちに子どもを保護しなければなりません。記3のとおり、児童相談所の1回や2回の家庭訪問で虐待リスクの正確な判断などできるわけがありません。適切な頻度での家庭訪問も一つの機関だけでは、児童相談所だけでは十分にできるわけがないのです。

児童相談所が警察と案件を共有せず、児童相談所が自ら有するわずかな情報だけで、自組織だけで、虐待リスクを判断する今のやり方を続ける限り、いつまでも甘いリスク判断をするという体質は変わりません。リスク判断の前提となる情報がごくわずかなまま、一つの機関だけでリスク判断を行うというやり方では、どうしてもリスク判断は甘

くならざるを得ないからです。また、本件で明らかなように、児童相談所は本件のようなシングルマザー家庭における内縁の夫のような同居していない者の調査や面会・指導等を行うことが困難で、かつ、虐待親の言い分を裏付け調査もしないまま、真に受ける傾向が強い言わざるをえないこともその理由としてあげられます。

児童相談所が警察と案件を共有し、警察の保有する情報、その後の活動により新たに把握する情報も得ることができれば(その情報の中には虐待親の説明が虚偽であることを裏付ける情報や、同居していない親密な関係者に関する情報もありうるでしょう)、児童相談所は、より多くの情報に基づきより正確にリスク判断を行うことができるようになりますし、他機関のリスク判断も参考にすることでより正確性も担保できます。家庭訪問も児童相談所だけでは十分にはできませんが、警察が協力すれば、より回数多く行うことが可能になります。また、親が会わせようとしない、親が暴力的など危険な状況にある子どもの安否を確認し、衰弱していれば直ちに救出する任務は、24 時間 365 日直ちに出勤でき、親の面会拒否等にも毅然と対応できる警察こそふさわしいものです。

本件において、上記のように児童相談所と警察が協力し、真愛ちゃんを守る活動を行っていたら、児童相談所が「軽度」という甘いリスク判断のまま、危険な家庭にいた真愛ちゃんをほったらかしにし、かくも残酷な虐待死に至らしめるような事態は防ぐことができました。

そして、このような事件の再発防止のためには、児童相談所が 1 回や 2 回の家庭訪問で、わずかな情報だけで虐待リスクを正確に判断することは神ならぬ人間の身で(どれだけ研修を重ねても)不可能という謙虚な立場に立ち、児童相談所だけで「この案件は大丈夫」、「軽度」だから警察と連携する必要はないなどと轻信しないことが必要不可欠であることから、児童相談所は警察とすべての案件につき共有し、警察の協力を得てより多くの情報も入手したうえで虐待リスクを判断することとし、その後も連携して必要な家庭訪問をするなどの協力体制を整備するしかありません。今のような、岡山市の児童相談所が一部しか警察に案件を知らせない対応のままでは、いつまでも同様の事件を防ぐことはできません。

5 そこで、岡山市におかれましては、既に全件共有と連携しての活動に取り組んでいる多くの自治体にならい、下記の事項に取り組んでいただくよう要望いたします。

- ① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否(居留守が疑われる場合、不在と称して会わせない場合も含む)、威嚇的言動、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものか不明、親が否定するものを含む)がある場合、新たな同居人・内縁の夫等の出現、ネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じるおそれがあると認められる場合には直ちに警察に通報する。
- ② 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。
- ③ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。
- ④ 市に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV その他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を警察に連絡し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には緊急に保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。
- ⑤ 児童相談所と市、警察、学校等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

また、本事件を含め重大虐待事件を検証される際に設置される検証委員会の在り方についても要望いたします。これまでの全国の多くの検証委員会では、児童相談所 OB や児童相談所と密接な関係にある児童福祉の「専門家」といわれる方々が多数を占め、あ

るいは主導的立場に立ち、「部外」というよりも児童相談所の「身内」のような立場から、検証がなされてきました。そして、多くの検証報告書を読む限り、警察等関係機関との連携の必要性といった虐待死を防ぐことができなかつた真の原因に踏み込まないまま、毎回毎回、職員の増員や研修の増加・高度化等の提言はなされるものの、児童相談所が受け入れたくない「警察との連携」という提言は避けられ、これまでどおりの対応を望む児童相談所の意向に沿った提言内容となっていると指摘せざるを得ません。そのためいつまでも、再発防止のために必要な警察等関係機関との連携態勢の整備が十分に図られないまま、連携していれば救えたはずの子ども命が救えないという事件が繰り返されています(例外として平成20年高知県南国市男児虐待死事件の検証があります。本検証では警察との緊密な連携が提言され、それを受け高知県では児童相談所と警察との全件共有と連携した活動が実現しました。)

そこで、重大虐待事件の検証に当たっては、子どもを救えなかつた真の原因を分析し、提言していただくため、検証委員会の構成につき、児童相談所から独立した立場から、幅広い視野で判断できる有識者・一般住民の方や他分野の研究者等を多数とする構成とするなど、「部外性」を確保したものとさせていただきますようお願いいたします。

6 次に、厚生労働省におかれては、岡山市が要保護対策地域協議会の実務者会議に警察を一部しか参加させず、警察と一部の案件しか共有しようとしなのは、貴省の「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)」(平成30年7月20日)等において、実務者会議には「必要に応じて」警察の参画を求める旨規定され、警察と共有すべき案件を「虐待による外傷」等に限定していることが大きな原因と考えられることから、岡山市など警察との連携に消極的な自治体でも、必要な警察との連携を進めるため、警察を実務者会議の基本的な構成員とするよう規定を改めるとともに、警察と共有する案件を「虐待による外傷」がある場合等に限定せず、全件共有とするようにしていただきますようお願いいたします。また、情報共有を効率的に行うためには、埼玉県で既に整備されているような情報システムの整備が不可欠ですから、自治体における情報システムの整備につき予算措置を要望いたします。さらに、虐待事件の検証委員会の構成については、記5のとおり、「部外性」を確保したものとすよう各自治体にご指導いただきますようお願いいたします。

7 「全件共有」は第一歩にすぎません。全件共有を機に、より連携した活動が取り組まれることになり、相互に他の機関の業務の理解が進み、信頼関係が構築され、さらにより密接に連携・協力した取組が行われ、それまでより格段に多くの子どもたちを救うことができるようになります。全件共有を実施している埼玉県では県庁と県警本部、各児童相談所と各警察署で情報システムを整備し、児童相談所の最新の情報を常時警察が把握できるようにしています。また、同様の岐阜県では本年 4 月から児童相談所と警察、教育委員会が同じ部屋に常駐し、虐待案件への対応に各機関が協力して行うこととされています。

政府ではこども家庭庁の設立が進められ、同庁では子ども虐待対応の縦割りの解消が大きな使命とされています。岡山市でも、国や他の自治体のこのような動きもご参考に
していただいて、どうか多くの子どもたちの死を無駄にしないためにも、市長のリーダーシップで、役所の縦割りを排し児童相談所と市町村、警察との全件情報共有と連携した活動を実現し、子どもたちの命をお守りいただくようお願いいたします。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤啓二(弁護士)103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2-314
tel / fax03-6317-5298 090-2563-5216 kgoto@ab.auone-net.jp